

青森県報

第四千四百二十号

平成三十年
三月五日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地県民局) ……四
- 右 同……………(同上地域県民局) ……四
- 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則……………(学校教育課) ……四
- 人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……六

告 示

青森県告示第百六十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指 定 日
名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名	称	名	所	年 月 日
社会福祉法人柏友会	つがる市柏桑野木田若宮二五五の一	訪問看護	訪問看護ステーションおのえ荘	平川市猿賀池上一〇〇の一		平成三〇・三・一
株式会社ふあみりあ	五所川原市大字中泉字田川二〇の二	訪問介護	訪問介護ふあみりあ	五所川原市大字高野字北原二二の二		〃

青森県告示第百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う所		指 定 日
名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名	称	名	所	年 月 日

社会福祉法人柏友会	つがる市柏桑野木田若宮二五五の一	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションおのえ荘	平川市猿賀池上一〇〇の一	平成三〇・三・一
株式会社ふあみりあ	五所川原市大字中泉字田川二〇の二	介護予防訪問介護	訪問介護ふあみりあ	五所川原市大字高野字北原二二の二	〃

青森県告示第百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
テック調剤薬局橋本店	青森市橋本三丁目一九の七	平成三〇・三・一
3丁目調剤薬局	弘前市大字大町三丁目六の二	〃
ハッピー調剤薬局八戸城下店	八戸市城下四丁目四の一九	〃
ミライフルホームナースサービス八戸	八戸市南類家二丁目一七の一九	〃

青森県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	平成三〇・二・一〇
変更後	アイン薬局八戸店	八戸市田向二丁目一の一	
変更前	アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	〃
変更後	アイン薬局八戸東店	八戸市田向三丁目二の一五	
変更前	田向調剤薬局	八戸市大字田向字野堰二の五	〃
変更後	田向調剤薬局	八戸市田向二丁目五の二六	
変更前	サカエ薬局田向	八戸市大字田向字デントウ平一〇の一	〃
変更後	サカエ薬局田向	八戸市田向四丁目一三の一〇	
変更前	有限会社八戸保険調剤薬局	八戸市大字田向字間ノ田一五の一	〃
変更後	有限会社八戸保険調剤薬局	八戸市田向二丁目七の七	
変更前	かわせみ薬局	八戸市大字田向字冷水二二の二	〃
変更後	かわせみ薬局	八戸市田向五丁目二の二四	

青森県告示第百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
	中 畑 徹			

青森県告示第百六十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者	名 称	主たる事務所の所在地	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	障 害 児 通 所 支 援 事 業 所 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 ヴァーベナ	弘前市大字和徳町一七八	児童発達支援	児童支援事業所 ポコ	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	平成 三〇・三・一	

青森県告示第百六十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
弘前市大字湯口字一ノ下り山八七の五六〇(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
黒石市大字大川原字焼山二の一二
- 二 保安林指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社北都
- 二 代表者の氏名 工藤信孝
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字柳川三一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二十七)第一〇〇七八五号
- 五 取消年月日 平成三十年二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社川原土木建設
- 二 代表者の氏名 川原雄三
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平二六三の九四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二十七)第一五一五号
- 五 取消年月日 平成三十年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律

第六十二号) 第四十七条の六の規定に基づき、青森県立学校における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、青森県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域住民等(地域住民、保護者及び学校運営に資する活動を行う者をいう。以下この条において同じ。)の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第三条 教育委員会は、協議会の設置が相当と認める学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者(以下「保護者」という。)及び対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第四条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 学校経営計画に関すること。
- 二 教育課程の編成に関すること。
- 三 組織編制に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第五条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する評価)

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民、保護者及び対象学校の運営に資する活動を行う者の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果について、前項に掲げる者に積極的に情報を提供するように努めるものとする。

(委員の任命)

第八条 協議会の委員は、十人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 地域住民
- 二 保護者
- 三 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 対象学校の校長
- 五 その他、教育委員会が相当と認める者

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

(守秘義務等)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 その他、協議会及び対象学校の運営を妨げる言動を行うこと。

(任期)

第十条 委員の任期は、一年以内とし、再任を妨げない。

(会長等)

第十一条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を行う。

(会議)

第十二条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、対象学校の校長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十三条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が認めるときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならぬ。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

一 本人から辞任の申出があった場合

二 第九条に違反した場合

三 その他解任が相当であると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第十六条 この規則で定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月五日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「獣医師」の下に「、薬剤師」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭